

ワンストップ特例申請制度の適用を希望される皆様へ

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」にかかる「令和3年寄附分 市町村民税/道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を送付いたします。

当制度は、**寄附先の地方団体が5団体以下**であり、かつ**確定申告する必要のない**給与所得者等を対象とした制度です。申請される場合は、別紙様式に必要事項を記載、押印のうえ必要書類を添えて**令和4年1月10日(月)**まで送付願います。

必要事項

- ・太枠内に個人番号(マイナンバー)を記入する。
- ・「2. 申告の特例の適用に関する事項」の2つの口をチェックする。

押印

- ・太枠内氏名欄に押印(認印)する。

必要書類

- ・下記3パターンのうち、いずれかの組み合わせで書類を添付する。

①【A】+【D】 ②【B】+【E】 ③【C】+【E】

	「個人番号カード」 をお持ちの方	「通知カード」 をお持ちの方	「個人番号カード」・「通知カード」 どちらもお持ちでない方
個人番号 確認	【A】 個人番号カード (裏)のコピー	【B】 通知カードのコピー	【C】 個人番号が記載された住民票の コピー
本人確認	【D】 個人番号カード (表)のコピー	【E】 運転免許証やパスポート等の写真付き身分証明書のコピー ※写真付き身分証明書がない場合は、 健康保険証や年金手帳などの公的書類2種類のコピー	

〒939-1398

砺波市役所
財政課
財政係
宛

富山県砺波市栄町七番三号

←送付先住所

※切り取って貼り付ければ宛先として使用できます。
※申し訳ございませんが、郵便代はご負担願います。

(事務担当)
財政課 財政係
TEL 0763-33-1620
FAX 0763-33-1468

＜ワンストップ特例を申請する皆様へ＞

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

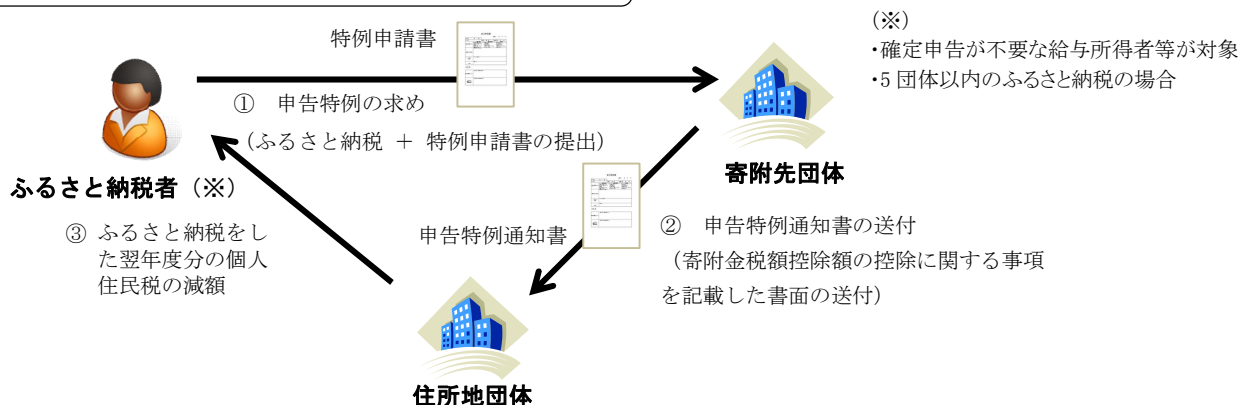
※ ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに砺波市役所に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要



砺波市役所 企画総務部 財政課
電話 : 0763-33-1620